【ミャンマー】ミャンマーにおける意匠法及び著作権法の施行について

2023 年 11 月 1 日
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、ミャンマーにおける意匠法及び著作権法の施行についてのお知らせです。

ミャンマーにおいては、2019 年に成立した知的財産権関連法のうち、商標法のみが今年 4 月に施行されておりましたが、この度、ミャンマー知的財産局（IPD）より、意匠法及び著作権法についても、10 月 31 日より施行される旨の案内がございましたのお知らせいたします。

IPD によるアナウンス
・意匠法
https://api.ipd.gov.mm/content/_pdf_1697693997271.pdf
・著作権法
https://api.ipd.gov.mm/content/_pdf_1697780905748.pdf
現地紙によるアナウンス（2 面）
https://cdn.myanmarseo.com/file/client-cdn/2023/10/19_Oct_23_gnlm.pdf

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。